

東北学院大学学術振興会機関誌編集内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東北学院大学学術振興会（以下「振興会」という。）が発行する機関誌の編集に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において「編集」とは、機関誌の表題、投稿資格の限定、投稿原稿の種類の設定等を含む機関誌作成の一切の作業及び過程をいう。

2 前項の内容に関して疑義がある場合には、東北学院大学学術振興会規程第6条に規定する役員会に諮り決定する。

(編集の一般原則)

第3条 機関誌の発行は、振興会機関誌部会（以下「機関誌部会」という。）が担当する。

2 機関誌部会は、各学部又は各学科に編集の作業を委任し、その委任を受けた学部又は学科は、編集に関する一切の責任を負うものとする。

3 機関誌の発行にあたっては、東北学院大学学術振興会規程第4条第1項第1号に定める、正会員による論文が当該機関誌所収論文の半数を超えるようにする。

(役員会の報告義務)

第4条 第2条第1項に定める編集に関する各々の事項について変更を要すると考える場合には、各学部又は各学科選出の委員は、役員会にその旨を報告しなければならない。

(特段の費用の支出を伴う機関誌の編集及び発行)

第5条 機関誌の発行が特段の費用の支出を伴う場合には、各学部又は各学科選出の委員からの報告に基づき、役員会においてこれに関する審議及び議決を行った後に、機関誌の編集を認め、かつ発行することができる。

(事務)

第6条 この内規に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、役員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この内規は、2024年4月1日から施行する。